

社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会

福祉車両移送サービス事業

茨木市社会福祉協議会では、茨木市内
在住の車いす利用者の外出を支援する
ため、車いすのまま乗降できる福祉車両
での移送サービスを行っています。



貸出期間 1日以内 (午前9時～午後5時)

料 金 10分未満： 300円

20分未満： 600円

30分未満： 1,000円

30分以上4時間未満： 1,500円

4時間以上8時間未満： 3,000円

※走行距離が50kmを超えた場合は、その後50km毎に1,000円加算

利用方法 利用登録の後、申込による予約制となっております。

利用条件 必ず介助者として1人付き添って下さい。

※付き添いが出来ない場合は、ご相談下さい。



お問い合わせ

社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会

ボランティアセンター

茨木市東中条町2番13号 茨木市合同庁舎5階

TEL (072) 627-0086

FAX (072) 627-0107

✉ : ivc@ibaraki-csw.com

ご利用の皆さまへのお願い

◆身体状況が変わられた時は、必ず事務局までお知らせ下さい

介助が必要な方は、原則としてご家族やヘルパー等介助のできる方が付き添いで同乗して下さい。

身体状況等が登録時より変わった場合は、事務局まで連絡をお願いします。

付き添いが出来ない場合（車椅子での移動でお手伝いのボランティアが必要な場合）はご相談ください。

◆予約内容の変更やキャンセルについて

予約内容の変更やキャンセルの場合は、できるだけ早くお知らせ下さい。

当日のコース変更や寄り道などはお受けできません。わかつていれば事前にご相談下さい。

◆介助として登録していただいた方以外の乗車はできません

必要があれば、事前に事務局までご相談をお願いします。

◆緊急時等での移送サービスの中止

申込受付後、運転ボランティアの確保が出来ない、あるいは悪天候、車両の故障など当日に緊急事態が発生した場合、やむを得ずサービスの提供が出来ない、あるいは中止となる場合がありますのでご了承ください。
予約当日の午前 7 時時点で、雨や風についての「警報」が発令している場合は、移送サービスは中止させていただきます。

◆車内禁煙です

利用者の皆さんのが気持ちよく利用できるよう、車内は禁煙としています。

◆利用料金の算出方法

利用料金は、利用者が乗車してから降車するまでの時間で算出します。

走行距離 50 km を超えた場合、その後 50 km 毎に 1000 円の加算となります。

料金のことでわからないことがあれば、事務局までご連絡をお願いします。

【電話 072-627-0086 (072-627-0033) ボランティアセンター】

高速料金、駐車料金などの諸費用は利用者負担となります。

高速利用の場合は、利用者が乗車されていない迎え、帰りの料金も負担していただきます。

◆個人情報の保護

この事業で知り得た個人情報は、移送ボランティアの調整及びサービス提供の際にのみに活用します。

調整は事務局で行いますので、直接ボランティアへ依頼の連絡等はされないようお願いいたします。

◆当日はお釣りのないようお支払い下さい(運転ボランティアさんに渡して下さい)

お釣りのないようご協力を願いします。

移送サービスとは

社会福祉協議会が推進するボランティアによる事業の一つで、車イスを利用する高齢の方や障がいをお持ちの方で、公共交通機関を使用して移動すること、あるいは車イスからの移乗が困難な方を対象に、通院等のお出掛けを支援するサービスです。

ドライバーは、「移動・送迎運転協力者講習」を修了し、茨木市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録され、無報酬で活動に参加しておられる方々です。

※ホームヘルパー等の資格を有する乗務員が介護と外出を支援する「介護タクシー」とは異なります。

利用する方は法令により、事前登録が必要です

茨木市在住で、「長時間の歩行が難しい方」「要支援認定を受けている方」「要介護認定を受けている方」などです。